

薬生食輸発 0920 第 1 号
令和元年 9 月 20 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(米国産ラズベリーのメトキシフェノジド及びニュージーランド産柿のメトキシフェノジド)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号 (最終改正 : 令和元年 9 月 11 日付け薬生食輸発 0911 第 1 号) (以下「モニタリング通知」という。) に基づき実施しているところである。

本日、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表 3 から米国産ラズベリーのメトキシフェノジドの項を削除し、別表第 2 及び別表第 3 からニュージーランド産柿のメトキシフェノジドの項を削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙 1 に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いする。

(別紙1)

第 年 月 日
号

殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反とされた貨物について

下記の物件については、食品衛生法第11条第3項に違反しているとして、令和 年 月 日付け 第 号にて通知したところです。

今般、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本年9月20日に施行されたことにより、下記物件については、同日から食品衛生法違反に該当しなくなったので連絡します。

なお、今後、下記物件を輸入しようとする場合には、貨物の保管場所を管轄する検疫所の窓口に御連絡下さい。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 届出受付番号